平成２６年（フ）第８１号
三重県津市神戸1424番地２　雇用促進２―205
債務者　南出　唱智
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２９号
兵庫県相生市竜泉町255番地66
債務者　能登　桂子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１２４号
奈良県大和郡山市紺屋町51番地１
債務者　伊藤　俊男
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３４４号
広島市西区大宮３丁目９番４―305号
債務者　桒原　美幸
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３号
愛媛県新居浜市坂井町３丁目13番38号、前住所愛媛県新居浜市土橋２丁目８番９号
債務者　藤田　由美
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６７号
愛媛県四国中央市土居町津根2336番地１　サンテラスⅢ２棟221号、前住所香川県小豆郡土庄町豊島家浦2500番地
債務者　石水　美保
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６８号
愛媛県新居浜市萩生709番地の13、前住所愛媛県新居浜市種子川町４番６号
債務者　曽我部秀子（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第３４号
福岡県田川郡添田町大字添田1267番地の１、前住所福岡県田川郡香春町大字柿下389番地７
債務者　稲桝　良一
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１１１号
大分市大字吉野原93番地の１
債務者　釘宮美津子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２８号
大分市大字光吉2155番地　県営２Ａ６―22
債務者　宮﨑　拓郎
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣587番地118
債務者　荒竹　　直
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４号
福岡市南区曰佐１丁目25―11　フラワーヒルズ101号、住民票上の住所宮崎県日南市大字東弁分乙743番地１
債務者　川口　昭一
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
宮崎県日南市大字東弁分乙743番地１
債務者　川口寿恵子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
宮崎県日南市中平野３丁目１番５―113号
債務者　外山　和俊
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
宮崎県延岡市北浦町宮野浦593番地２、前住所宮崎県延岡市北浦町宮野浦1633番地
債務者　松下　博明
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部